

Client Alert

15 July 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



稲垣 朋子
シニア・アソシエイト
03 6271 9492
Tomoko.Inagaki@bakermckenzie.com

日本：2025年最近の知財高裁判決 — 「CONART 事件」（令和 6(行ケ)10061）

概要

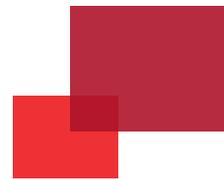
本アラートでは、原告と別の会社の共有に係る商標権に関し、共有者のうち一社（原告とは別会社）のみが通常使用者と使用許諾契約を締結していたものの、商標管理の委託、契約締結に関する同意、ロイヤリティの支払いに基づき、通常使用者の許諾を認め、商標法第 50 条第 1 項に基づく不使用取消審判請求を不成立とする審決を取り消した知財高裁判決 令和 6(行ケ)10061、同 10062、同 10063 「CONART 事件」について概説する。

事案の経緯

原告であるラッフルズプロパティーズインコーポレイテッド（原告）は、株式会社ラッフルズと以下の 3 件の商標権を共有する。

登録番号	第 4128317 号	第 4186486 号	第 5294162 号
商標	CONART コナート (原告商標 A)	CONART (原告商標 B)	 (原告商標 C)
指定商品	第 25 類： 洋服、コート、セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、下着、水泳着、エプロン、えり巻き、靴下、毛皮製ストール、ショール、スカーフ、手袋、ネクタイ、ネッカチーフ、マフラー、帽子、バンド、ベルト、靴類（「靴合わせくぎ、靴くぎ、靴の引き手、靴びょう、靴保護金具」を除く）、スリッパ、運動用特殊衣服	第 25 類： 帽子、その他の被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、運動用特殊衣服、運動用特殊靴	第 18 類： 不使用取消審判請求の対象外であるため、略。 第 25 類： 洋服、コート、セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、下着、水泳着、靴下、手袋、マフラー、帽子、その他の被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴

被告 Y は、令和 3 年 12 月 2 日に、原告及び商標権の共有者である株式会社ラッフルズを被請求人として、上記 3 件の商標登録に対し、商標法第 50 条第 1 項に基づく不使用取消審判請求を請求した。



特許庁は各請求を審理の上、以下の理由で、令和7年2月26日に、上記三件の商標登録を取り消すとの審決をした。

- 原告は、株式会社エーススタイルに対し上記各商標の使用を許諾していたと主張するが、商標権の共有者の一である株式会社ラッフルズと株式会社エーススタイルとの間で締結されているにすぎず、原告と株式会社エーススタイルとの間で締結されていたものとは認められない。
- 株式会社エーススタイルが展示会で以下の使用標章が商標法上の「使用」（商標法第2条第3項第8号）に該当するとしても、その使用者が特定できず、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが本件各商標を使用しているとは認められず、原告商標Aや原告商標Bと以下の使用標章は、社会通念上同一とはいえない。



原告は同年7月3日、上記各審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

知財高裁における判断

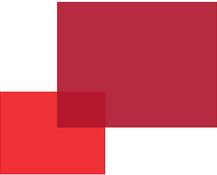
知財高裁は、本判決において、以下の通り、(1) 商標権者の共有者である原告の同意を得て、株式会社エーススタイルに対し通常使用権の許諾をしていたと認め、(2) 株式会社エーススタイルが展示会で使用した上記使用標章及びパンフレット上部の「CONART LOGO」の記載は、原告商標と社会通念上同一であるとして、要証期間内に日本国内において通常使用権者による指定商品についての本件各商標の使用を認め、審決を取り消した。

(1) ライセンス契約について

- 原告は使用許諾契約の契約者ではないが、日本での商標権管理を株式会社ラッフルズに委託し、その委託に基づく契約であることが明示されている。
- 使用許諾契約は、原告の同意を得た上で、株式会社ラッフルズの代表者が締結した旨を陳述している。
- 株式会社ラッフルズは、ロイヤリティ相当額の50%を未払金として決算書に計上し、原告に海外送金している。
- 以上から、株式会社ラッフルズと株式会社エーススタイルのライセンス契約は、原告の同意のもとに締結され、原告も商標の使用を許諾していたと認められる。

(2) 社会通念上同一の商標

- 株式会社エーススタイルが令和3年10月13日～15日の展示会で展示したTシャツなどに使用した使用標章、同社のパンフレット上（乙第



5号証)のTシャツなどに使用した使用標章、パンフレット上部の使用標章の表示は、原告商標Cと社会通念上同一であると認められる。

- 同社パンフレットの各商品のイラスト上部に「CONART LOGO」と記載されており、「CONART」と「LOGO」の間に空白があるため外観上区別され、「CONART LOGO」は「CONARTのロゴ」と理解できるから、「CONART」部分を分離観察可能であり、同社パンフレットに記載の「CONART LOGO」と原告商標Bは社会通念上同一といえる。
- 同社パンフレットのイラスト上部に記載された「CONART LOGO」は、原告商標Aを構成する「CONART」の欧文文字部分を社会通念上同一といえる。

本判決に期待する影響

本判決では、商標管理の委託、契約締結への同意、ロイヤリティの支払いといった実質的な関係に基づき、使用許諾契約の契約者ではないが商標権の共有者の一である原告による同意の上、通常使用権が株式会社エーススタイルに許諾されたことを認めている。結果として、契約書の形式に重きを置いた特許庁の審判とは異なり、実態に即した判断がなされている。今後の審判においても、本判決のように使用許諾の実態に即した柔軟な判断が期待される。

【乙第5号証の証拠】

